

# 宿泊税の課税要件(素案)について

とくとく住みたい  
世界とつながる  
魅力創造都市

TOKONAME CITY

tokoname  
city



# 税について

## 法定外目的税の新設について

### 1 普通税と目的税

- (1) 普通税・・・その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
- (2) 目的税・・・特定の費用のために課される税。

### 2 課税自主権について

(1) 地方税財源の充実確保についての提言（H13.6.14地方分権推進委員会最終報告）から地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。

(2) あるべき税制の構築に向けた基本方針（H14.6政府税制調査会）から課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは地方分権の観点から望ましい。ただし、その場合には公平・中立などの税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われることが望ましく、住民に正面から向き合い自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。

#### ○地方税法第731条第2項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

#### ○同法第733条

総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

# 課税要件（素案）

課税客体	P4	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
納税義務者	P4	上記施設への宿泊者
課税標準	P4	上記施設への宿泊数
特別徴収義務者	P5	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	P5	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する)
申告期限	P5	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
税率	P6	1人1泊につき200円
免税点	P6	なし
課税免除	P7	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
検討(見直し等)	P8	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直しを行う規定あり

# その他（素案）

宿泊税特別徴収報奨金 P9	納期内納入額の 2.5%～ (上限100万円)	【考え方】 宿泊税導入自治体は全て2.5%の交付をしているが、現金以外の決済は手数料等が必要となり、実質赤字になっていると聞く。そのため、導入自治体より手厚い措置を検討している。
システム改修整備補助金 P10	全額交付(上限50万円)	【考え方】 この類の補助金を交付しているのは長崎市のみで、補助率2分の1、上限50万円の補助をしている。本市においても最低限同様の交付は必要と考えており、事業者の負担をさらに減らすため全額補助とする。但し、上限は50万円とする。

# 課税要件の検討①

## I 納税義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左

# 課税要件の検討②

## II 特別徴収義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者</li> <li>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊)</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。</li> </ul>	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

# 課税要件の検討③

## Ⅲ 税率(税額)の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
税率	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊の	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が
	①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は、50円  ※その他新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (上記いずれも、うち県税50円)	200円 (うち県税50円)	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合100円	200円	200円	200円	100円
7千円～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合140円	200円	200円	200円	100円
1万円～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合200円	200円	200円	200円	200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合300円	200円	200円	200円	200円
2万円～5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万円の場合400円	200円	500円	200円	500円
5万円～	200円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合1,000円	200円	500円	200円	500円
R4税収(決算)									3.7億円 (R5見込)

# 課税要件の検討④

## IV 課税免除の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税免除			・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者		・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者  ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生				・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者  ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左



# 課税要件の検討⑤

## V 検討(見直し等)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
条例明記	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	なし	条例施行後、 3年、その後5年 ごと	条例施行後、 3年、その後5年 ごと	条例施行後、 3年ごと

# 特別徴収交付金等について

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たな徴収に係る労力等に対して、導入先行自治体では、納入金額に応じて交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金
交付額	<p>納付された金額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】100万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】200万円</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。</p> <p>【交付上限額】前期、後期それぞれ50万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>【交付上限額】50万円</p>

# システム改修費整備補助金について

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体では、システム改修費整備補助金を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	長崎市宿泊税システム整備費補助金
目的	—	—	—	—	—	—	—	—	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していただいた方を対象に既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助する。
交付額	<b>【整備対象例】</b> ※宿泊税導入に係る整備に限る。 ・レジシステムの改修及び構築 ・ソフトウェアの購入 ・パソコン、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機 ・POSレジ、宿泊税用券売機				<b>【整備対象外】</b> ・クラウドの月額、年額使用料や保守料 ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェア ・公租公課（消費税） ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費				補助率 2分の1 （千円未満切り捨て） 補助限度額 50万円